

青森県報

第三千四百三十二号

平成二十三年
八月二十九日
(月曜日)

目次

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……一
 右 同……………(同) ……二
 種苗生産事業者講習会の開催……………(林 政 課) ……二

雑 報

平成二十二年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外
 の事業の決算の要領及び平成二十三年度青森県新産業都市
 建設事業団一般管理会計補正予算(第一号) ほか一件の要
 領……………(新産業都市
 建設事業団) ……三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
(仮称)ユニバース大野店 青森市大字大野字笹崎六八外	ユニバース大野店 青森市西大野三丁目一の二外	平成二三年 (店舗の名称) 三・六・二七 (所在地)

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
 八戸市大字長苗代字前田八三の一
 代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
 八戸市大字長苗代字前田八三の一
 代表取締役 三浦紘一

四 届出年月日

平成二十三年八月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年八月二十九日から同年十二月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十二月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(仮称)ユニバース黒石駅前店 黒石市黒石駅周辺地区一街区 一〇外	ユニバース黒石駅前店 黒石市ぐみの木一丁目一七五 外	平成六・二・九 (店舗の名称) 三・二・二七 (所在地)

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

四 届出年月日

平成二十三年八月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成二十三年八月二十九日から同年十二月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十二月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、平成二十三年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告する。

平成二十三年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成二十三年十月三日 午後五時まで	平成二十三年十月三日	午前九時から 午後五時まで	一 青森市長島一丁目一の 青森県庁西棟七 階B会議室

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項
- 3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所を管轄する地域農林局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、すべての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七 七三四 九五二番）へ問い合わせること。

雑 報

青森県事業団公告第三号

平成二十三年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百九十一回定例会の議を経た平成二十二年青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十三年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一

件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）による改正前の地方自治法第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十三年八月二十九日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分負担金及び金	1 負担金	7,572,000 円	7,572,000 円	7,572,000 円	0 円	0 円	0 円
		116,000	116,888	116,888	0	0	888
		116,000	116,888	116,888	0	0	888
2 財産収入	1 財産運用収入	10,845,000	10,845,054	10,845,054	0	0	54
		10,845,000	10,845,054	10,845,054	0	0	54
5 諸収入	1 預金利子	19,697,000	19,698,160	19,698,160	0	0	1,160
		5,000	5,850	5,850	0	0	850
		19,692,000	19,692,000	19,692,000	0	0	0
歳 入 合 計	3 雑収入	0	310	310	0	0	310
		38,230,000	38,232,102	38,232,102	0	0	2,102
		38,230,000	38,232,102	38,232,102	0	0	2,102

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業団費		38,230,000 円	30,248,988 円	0 円	7,981,012 円	7,981,012 円
	1 事業団運営費	38,230,000	30,248,988	0	7,981,012	7,981,012
歳 出	合 計	38,230,000	30,248,988	0	7,981,012	7,981,012

歳入歳出差引残額 7,983,114 円

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		8,449,000 円	8,454,036 円	8,449,036 円	0 円	0 円	5,036 円
	1 臨海収入	8,446,000	8,449,234	8,449,234	0	0	3,234
	2 市川収入	0	936	936	0	0	936
	3 百石収入	3,000	3,866	3,866	0	0	866
歳 入	合 計	8,449,000	8,454,036	8,449,036	0	0	5,036

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		8,449,000 円	8,444,528 円	0 円	4,472 円	4,472 円
	1 臨海事業費	8,446,000	8,444,528	0	1,472	1,472
	3 百石事業費	3,000	0	0	3,000	3,000
歳 出	合 計	8,449,000	8,444,528	0	4,472	4,472

歳入歳出差引残額

9, 5 0 8 円

平成23年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算 (第 1 号)

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,711千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 △1	千円 0
	1 財産運用収入	1	△1	0
4 繰越金		1	7,982	7,983
	1 繰越金	1	7,982	7,983
5 諸収入		19,693	△19,692	1
	2 会館管理収入	19,692	△19,692	0
歳入合計		27,267	△11,711	15,556

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 27,267	千円 △11,711	千円 15,556
	1 事業団運営費	27,267	△11,711	15,556
歳出合計		27,267	△11,711	15,556

平成23年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第1号)

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 35	千円 3	千円 38
	1 臨海収入	30	2	32
	3 百石収入	3	1	4
歳入合計		35	3	38

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 35	千円 3	千円 38
	1 臨海事業費	30	2	32
	3 百石事業費	3	1	4
歳出合計		35	3	38

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県
青森市
東奥印刷株式会社
(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七十七号
定価小口一枚二付十五円一
銭
毎週月・水・金曜日発行